

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成24年5月23日(水) 午後3時00分から午後4時10分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(23名)

1番	佐久間 信 吉 委員	2番	伊 藤 幸 夫 委員
3番	平 山 静 男 委員	4番	佐 瀬 義 紀 委員
5番	鈴 木 幸 一 委員	6番	藤 井 嘉 徳 委員
7番	高 橋 正 弘 委員	8番	伊 藤 秀 雄 委員
10番	二 村 正 美 委員	11番	大 関 明 委員
13番	勝 股 廣 地 委員	14番	古 関 正 委員
15番	林 豊 委員	16番	菅 谷 守 夫 委員
17番	宇 井 憲 司 委員	19番	渡 邊 淳 委員
20番	大 木 一 夫 委員	21番	大 木 傳一郎 委員
22番	熊 切 清 委員	23番	増 田 正 義 委員
24番	佐久間 孝 雄 委員	25番	鎌 形 敏 史 委員
26番	佐 藤 郁太郎 委員		

4 欠席委員(2名)

9番 加瀬 浩市 委員 18番 石出 久 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
3件

議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
2件

議案第4号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案)について (別冊)

議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ
いて (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)

事務局長 寺本朗男 主査 大木恒一
主査補 飯田裕幸

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成24年度5月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、熊切会長よりご挨拶をお願いいたします。

熊切会長 委員の皆さん、本日は誠にご苦勞様です。
委員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、ち
ゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は25名中23名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は熊切会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に
てご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、25番鎌形敏史委員、26番佐藤郁太郎委員
を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、5件でございます。
議案第1号、3番、4番、5番は所有権移転に関する件、番号1番、2
番は賃借権の設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から5番を議案書をもとに朗読】

番号1番から5番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

7番 番号1番について、後継者も意欲的に営農をされており問題ないと思われ
ます。

11番 番号2番について、後継者も意欲的に営農をされており問題ないと思われ
ます。

25番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためですので、問題ないと思われ
ます。

23番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためですので、問題ないと思われ
ます。

2番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためですので、問題ないと思われ
ます。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち
切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 ご異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。本案件には、4月総会にて保留となった案件が含まれますので、番号1番と2番、3番に分けて審議します。番号1番について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号、番号1番について報告いたします。申請者とは、2回面会し状況を確認しました。許可済地の状況については、思うような展開ができないでいるとのことでした。県とも数回にわたり協議を実施しました。県では事務指針の内容で判断頂きたいとのことでした。進達後、県で詳細を審査し判断することになるとのことでした。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 1 番 申請人とは数回にわたり、面会し協議をしました。地主の困窮により宅地分譲をするに至った、とのことと心情は十分理解できたのですが、事務指針と比較すると、どう判断すべきか困惑していますが、許可済地について、前向きに検討しているようでした。なお、本申請地については、既に2区画において販売の予定があるとのことでした。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

2 1 番 県の事務指針で判断願いたいとのことですが、事務指針を参考資料として判断しても良いのですか。

事務局 法律、通達を取りまとめ、整理したものが、事務指針となっています。事務指針が許可要件を判断する基準となっています。

2 1 番 事務指針を基準に判断することになりますが、県の判断は農業委員会の判断と異なることもありうるようになります。地域の振興、業者の経営の安定、譲渡人のそれぞれが良くなるような判断をしたいと思っておりますが、最終的には許可権者の判断に委ねることになります。許可、不許可相当の判断をすることがとても難しいと思っております。

5 番 農業委員会として、許可・不許可相当の判断をすることが必要ですか。判断を県へお願いすることは、可能ですか。

- 事務局 農地法施行規則の中に、申請の提出があった日の翌日から40日以内に県へ進達することになっています。農業委員会の判断は、却下相当・許可相当・不許可相当の3つの判断を付して県へ進達することになります。
- 21番 40日の期間内で県へ進達しなければ、県へ直接申請書を提出することが可能となるので、今回の案件は県へ直接提出頂いてもよいと思います。
- 24番 県で最終判断をするのであれば、農業委員会が存在しなくてもよいという解釈もできます。不許可相当との判断をし、進達をしてはどうかと思います。
- 5番 最終的に県が判断する案件ですが、農業委員会の判断と県の判断に相違があった場合、その理由について明確にして頂きたいと思います。事務指針にもその内容を明記して頂きたいと思います。
- 23番 売れ残っている物件の目途が見えれば、許可する案件であると思います。
- 8番 本案件の判断は、過去行った判断を参考にすべきと思います。
- 議 長 その他、質疑ご意見ありませんか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 議案第2号、番号1番について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 ご異議ないものと認め、議案第2号、番号1番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 議 長 挙手多数であります。
- よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事へ意見を送付いたします。
- 議 長 引き続き、議案第5号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。番号2番、3番について事務局よ

り議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 番号2番の申請地は、専用住宅用地として現況畑 437 m²を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号3番の申請地は、専用住宅用地として現況畑 466 m²を祖父より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。

15番 番号2番については、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

7番 番号3番について、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 お諮りいたします。議案第2号 番号2番、3番について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、番号2番、3番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。
あっせん申出1番については、畑1筆を、貸借したいとのことです。
あっせん申出2番については、田1筆を、売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ご異議ないものと認め、あっせん申出1番のあっせん委員に7番高橋正弘委員25番鎌形敏史委員を選出したいと考えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
次に、あっせん申出2番のあっせん委員に15番林豊委員24番佐久間孝雄委員を選出したいと考えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第3号、農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第3号、農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について、採決に入ります。
あっせん申出1番のあっせん委員に7番高橋正弘委員25番鎌形敏史委員を、あっせん申出2番のあっせん委員に15番林豊委員24番佐久間孝雄委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお

願います。

事務局 本案件については、昨年より国からの通知と、示された様式に基づき作成しております。
関連致しますので、議案第4号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてと議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の計画(案)について、併せてご説明いたします。
本計画については、3月総会にて案のご承認を頂き、この後縦覧を致しました。縦覧期間中の意見はありませんでしたので、3月総会でご承認頂いた内容のとおりとなっております。ご審議の程よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第4号平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

議長 ご異議ないものと認め、議案第4号平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、採決に入ります。
議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第5号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第5号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、採決に入ります。
議案第5号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法18条第6項の規定による通知について3件及び利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。
次にその他でございますが、何かございますか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、来月の定例総会の日程並びに審査会の日程について、お諮りいたします。
来月の定例総会は、6月22日(金)、審査会については、6月20日(水)に開催したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議ないものと認めます。

本日、ご審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	2件
議案第4号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)について	(別冊)
議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ いて	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
利用権の中途解約に係る通知について	1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位のご協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成24年5月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。